

生駒市条例第 2 号

生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 15 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例

生駒市個人情報保護条例（平成 10 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「第 23 条第 1 項及び第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 18 条第 1 項第 4 号及び第 19 条第 1 項第 1 号エ中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

第 22 条の 2 中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。